



名古屋矯正管区更生支援企画課

TEL : 052-971-6003 (直通)

Mail : kouseishien-nagoya@cccs.moj.go.jp

お気軽にお電話下さい。

しゃちほこだより

～ごあいさつ～

皆様、はじめまして。私たちは名古屋矯正管区更生支援企画課でございます。当課は、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年には「再犯防止推進計画」が閣議決定されたことに関連し、矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として、本年4月に設置されました。現在、4名の職員が勤務しています。新設課ということで、十分なノウハウがなく、迷いや悩みは尽きませんが、再犯防止という目的に向かって一丸となって日々奮闘しているところです。

この「しゃちほこだより」は、再犯防止施策や矯正に興味を持っていただき、矯正のことを少しでも知ってほしいという私たちの思いを形にしたものです。

「しゃちほこだより」が再犯防止に向けた前向きな取組のきっかけとなることができれば幸いです。

矯正管区って何??

矯正管区は、法務省の地方支分部局として、その所掌事務のうち刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌し、管轄区域各施設の適正な管理運営を図るため指導監督調整等を実施している機関です。管轄区域は富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県となっています。

矯正処遇って何しているの??

刑務所は、受刑者の刑名、刑期、性別、年齢等のほか、犯罪傾向の進度に応じて区分されており、その区分に従って各種の刑務作業・改善指導・教科指導の矯正処遇を行っています。矯正処遇は、刑務官の日常的な働き掛けのほか、社会福祉士等の専門家や多くの民間の方々の協力を得て実施しています。

矯正施設って何??

- 刑務所——懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容し、矯正処遇を実施
- 少年刑務所—少年受刑者や26歳未満の受刑者などを収容し、矯正処遇を実施（名古屋管区内にはありません）
- 拘置所——被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容
- 少年院——家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を実施
- 少年鑑別所—主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容のする他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を実施

※この他に出所（院）後を支える組織もあります

- 保護観察所—主に、家庭裁判所の決定により保護観察処分の少年、刑務所や少年院から仮釈放等や保護観察付の執行猶予になった人などに対する保護観察等を実施しています。

管内刑事施設の収容対象者

- 富山刑務所・・・犯罪傾向が進んでいる男子受刑者
金沢刑務所・・・犯罪傾向が進んでいる男子受刑者
福井刑務所・・・犯罪傾向が進んでいない男子受刑者
岐阜刑務所・・・執行すべき刑期が10年以上（無期懲役も含む。）の、犯罪傾向が進んでいる男子受刑者
笠松刑務所・・・女子受刑者
岡崎医療刑務所・精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として必要とする男子受刑者
名古屋刑務所・・・犯罪傾向が進んでいる受刑者。日本人とは異なる処遇を必要とする男子外国人受刑者。
女子受刑者（豊橋刑務支所）
三重刑務所・・・犯罪傾向が進んでいない男子受刑者
名古屋拘置所・・・未決拘禁者

管内少年院の収容対象者

- 湖南学院・・・・・・就労上，修学上，生活環境の調整上等，社会適応上の問題がある者。
瀬戸少年院・・・・・・義務教育が終了していない者（小学生を除く。）
就労上，修学上，生活環境の調整上等，社会適応上の問題がある者。
知的能力の制約，対人関係の稚拙さ，非社会的行動傾向等に応じた配慮を要する者。
愛知少年院・・・・・・反社会的な価値観・行動傾向・自己統制力の低さ，認知の偏り等，資質上特に問題となる事情を有する者。
情緒障害もしくは発達障害又はこれらの疑いのある者，及びこれに準じた者。
豊ヶ岡学園・・・・・・問題性が単純又は比較的軽く，早期改善の可能性が大きい者。
宮川医療少年院・・・・知的障害又はその疑いがある者，及びこれに準じた者。
情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者，及びこれに準じた者。

【H29年】新受刑者中の再入者数及び再入者率〔再入所に係る犯行時の居住地が所在する都道府県〕

都道府県	新受刑者	うち再入者	再入者率
富山県	51	31	60.8%
石川県	85	53	62.4%
福井県	57	27	47.4%
岐阜県	180	93	51.7%
愛知県	861	486	56.4%
三重県	211	118	55.9%

※新受刑者とは・・・裁判が確定し，その執行を受けるため，年間（調査年の1月1日から12月31日までの期間をいう。）新たに入所した者，死刑の執行を受けた者及び国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）により受入移送した者をいう。